

令和7年度会計年度任用職員（年金相談員）募集案内

1 主な職務内容

- (1) 国民年金全般に関する相談を、窓口及び電話で受けること
- (2) 資格の取得及び喪失の届出を受理すること
- (3) 老齢・障害・遺族基礎年金の請求書を受理すること
- (4) 国民年金保険料の免除及び納付猶予の申請書を受理すること
- (5) 免除・納付猶予申請受理後に、電算入力処理をすること
- (6) 平塚年金事務所に書類を送付（持参）すること
(7週間に1回程度)

2 必要な技能

- (1) パソコン操作（Excel、Wordなどで定型フォームへの入力）ができること。
- (2) 年金に関する業務の経験があることが望ましい。

3 募集人数

1名

4 選考方法

次の事項により、総合的に審査し、選考します。

- (1) 秦野市会計年度任用職員申込書による書類選考
- (2) 面接

面接の日時及び場所は、後日電話連絡します。

5 選考結果の連絡

- (1) 選考結果は、任用の可否にかかわらず文書で通知します。
- (2) 電話によるお問い合わせは、一切お受けいたしません。

6 任用まで

任用決定者には、任用に際しての各種手続きの説明を実施します。

7 任用期間

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(更新制度あり)
- (2) 任用期間は、原則1年（3月31日まで）です。勤務成績などの状況により2年目の更新をしない場合もあります。

8 勤務場所

秦野市福祉部国保年金課事務室（秦野市役所本庁舎2階）

9 勤務日数、勤務時間等

(1) 勤務日数

月 1 7 日（勤務日は所属長が決定）

3 週間に 1 回程度土日勤務があります。

(2) 勤務時間

午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで（7 時間／日）

ただし、正午から午後 1 時までは休憩時間とする。

(3) 休暇

市規定の定めによる有給休暇・特別休暇制度があります。

8 日（付与日数は、勤務日数及び勤務年数に応じる）

10 報酬等

(1) 報酬（予定）

月額 1 7 万 7 , 6 6 7 円（市規定の定めによる通勤手当の支給有り）

(2) 期末勤勉手当

市の規定に基づき年 2 回支給

(3) 雇用保険、社会保険及び厚生年金保険

加入

11 地方公務員の義務について

年金相談員として秦野市職員に任用されると、地方公務員法（以下「法」という。）の適用を受けることになり、仕事を行っていく上で公務員として服務に関する義務を守るだけでなく、私生活上でも公務員という特殊性から生じる身分上の義務を守るため、次のことを遵守する必要があります。

(1) 職務上の義務

ア 職務に専念する義務（法第 35 条）

職員は、勤務時間中は職務に専念しなければならないものであって、職務上の注意力を職務外のことにつぶらすことのないようにならなければなりません。

イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）

職員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例等に従うとともに、職務の遂行について職員を指揮監督する権限のある上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

(2) 身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止（法第33条）

職員は、全体の奉仕者として、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

イ 秘密を守る義務（法第34条）

職員が職務上知り得た秘密は、個人的・公的であることを問わず、在職中はもちろん、退職後であっても絶対に他にもらしてはなりません。

秘密をもらしたときは、懲戒処分の対象となり得るほか、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられることとされています。

ウ 政治的行為の制限（法第36条）

行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護するため、職員がその地位において政治的動向に影響を与えることがなく、かつ、政治勢力の影響又は干渉を受けることがないように、その政治的行為が一定の範囲内で制限されています。

地方公務員法上禁止される政治的行為は

- (ア) 政党その他の政治的団体の結成等に関連する行為
- (イ) 特定の政治目的を有する特定の政治的行為

(問い合わせ先)

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市福祉部国保年金課国民年金担当

電話 0463-82-5491